

かながわ障がい者計画素案検討案にあたってのⅢ分野別施策の基本的方向

かながわ障がい者計画（骨子）	<p>県改定計画に盛り込む対象となる項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行県計画と比較し、国障害者基本計画に記載されている新規及び充実強化する主な項目</li> <li>・津久井やまゆり園再生基本構想、ともに生きる社会かながわ憲章等を踏まえた県独自のもの（アンダーライン部分）</li> </ul>	<p>改定に際し参考とすべき意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会実態調査意見</li> <li>・障害者施策審議会意見（アンダーライン部分）</li> <li>・県議会定例会（平成30年度第3回）本会議における意見（波線部分）</li> </ul>
<p><b>1 すべての人のいのちを大切にする取組み</b></p>		
<p><b>(1) すべての人の権利を守るしくみづくり</b> ① 権利擁護の推進、虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ガイドラインの普及等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携や協力体制の構築、地域住民との協働が課題</li> <li>・地域に成年後見支援センターがない</li> <li>・後見人のなり手が不足している</li> <li>・計画作成においては、権利擁護が一番重要な項目ではないか</li> <li>・成年後見制度の利用促進について計画に盛り込んでほしい</li> </ul>
<p><b>(2) ともに生きる社会を支える人づくり</b> ① 障がい福祉を支える人材の育成・確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポートを行う人材の育成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患に対する地域住民の理解不足が精神障がい者の生活支援及び社会参加を難しくしている</li> <li>・福祉人材の確保は深刻な状況。人材確保育成に向けて総合的に取り組めるスキーム作りを県全体で進める必要がある</li> <li>・インクルーシブ教育の推進について記載してほしい</li> <li>・障害福祉サービスに従事する人材の確保と育成が極めて大切である。「神奈川県障がい福祉計画」では、「指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置」として位置付けているが、「かながわ障害者計画」の改定においても的確な対応を大いに期待する</li> </ul>
<p>② 保健・医療を支える人材の育成・確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいの診療・支援ができる医師の養成等</li> </ul>	
<p><b>2 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み</b> ～津久井やまゆり園再生に向けた取組みとその全県展開</p>		
<p><b>(1) 意思決定支援の推進と地域生活移行の支援</b> ① 意思決定支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ガイドラインの普及啓発等</li> <li>・津久井やまゆり園利用者への意思決定支援とその全県展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ガイドラインに基づき、地域の支援者が意思決定の尊重を前提とした取組みが必要</li> </ul>
<p>② 相談支援体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築</li> <li>・障害種別等に対応する総合的な相談支援を提供する体制整備</li> <li>・基幹相談支援センターの設置促進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所数や相談支援専門員数の不足</li> <li>・相談件数の増加、内容の多岐化に対応できる人材の育成が必要</li> <li>・他機関との連携が必要</li> <li>・当事者の声が反映される場所がない</li> <li>・地域交流がほぼなく、近隣からも把握されていないことが多い</li> </ul>
<p>③ 地域移行支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な形態のグループホームの整備促進</li> <li>・重度障がい者にも対応した体制の充実</li> <li>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験入所を受け入れる施設が少ない</li> <li>・視覚障がい、重度障がい、精神障がい、医療的ケアに対応可能なグループホームの不足</li> </ul>
<p><b>(2) 障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実</b> ① 在宅サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等の整備</li> <li>・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資源が少なく、専門的な支援を十分に受けられない</li> <li>・様々な社会資源を効果的に結び付けて活用することができない</li> <li>・身近な地域のヘルパー不足、移動支援提供事業所不足によりサービスを利用できる人が少ない</li> <li>・資源不足により、緊急時の短期入所が困難</li> <li>・医療的ケアが必要な方を受け入れるショートステイが少ない</li> <li>・事業所における支援困難事例の課題解決が必要</li> <li>・介護保険の利用等、適切な制度移行が課題</li> <li>・家族の高齢化や親亡き後の在宅支援について、計画に盛り込んでほしい</li> </ul>

<p>かながわ障がい者計画（骨子）</p>	<p>県改定計画に盛り込む対象となる項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行県計画と比較し、国障害者基本計画に記載されている新規及び充実強化する主な項目</li> <li>・津久井やまゆり園再生基本構想、ともに生きる社会かながわ憲章等を踏まえた県独自のもの（アンダーライン部分）</li> </ul>	<p>改定に際し参考とすべき意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会実態調査意見</li> <li>・障害者施策審議会意見（アンダーライン部分）</li> <li>・県議会定例会（平成30年度第3回）本会議における意見（波線部分）</li> </ul>
<p>② 障がいのある子どもに対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な障がい児への包括的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から大学までの一貫した支援体制確立のため教育機関との連携が必要</li> <li>・放課後デイサービスの質向上が必要</li> <li>・知的障がい児入所施設の高齢児が課題</li> </ul>
<p>③ 障がい福祉サービスの質の向上等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ガイドラインの普及啓発</li> <li>・障害福祉サービス等情報公表制度の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動障がいの方を地域で支える社会資源不足</li> <li>・地域生活支援拠点で緊急時の受け入れ態勢を整備したが、対象となる障がい者の把握が困難</li> <li>・発達障がい者を地域全体で支える体制づくりが必要</li> </ul>
<p>④ 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等</p>		
<p>⑤ 精神保健・医療の適切な提供等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> </ul>	
<p>⑥ 保健・医療の充実等</p>		
<p>⑦ 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進</p>		
<p>⑧ 難病に関する保健・医療施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病等の特性（病状の変化や進行等）に配慮した円滑な事務の実施</li> </ul>	
<p>⑨ 障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断・保健指導の適切な実施、小児医療体制の充実等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パステルゾーンの児童の早期発見、早期療育につなぐための対応策が必要</li> </ul>
<p><b>3 障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する仕組み</b></p>		
<p><b>(1) 社会参加への環境づくり</b> <b>ア 安全・安心な生活環境の整備</b> ① 住宅の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保要配慮者の居住の安定確保</li> <li>・重度障がい者にも対応した体制の充実</li> <li>・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸物件を探す際、障がいを理由に入居を断られてしまうケースがある</li> </ul>
<p>② 移動しやすい環境の整備等</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援を提供できる事業者が不足している</li> </ul>
<p>③ アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進</p>		
<p>④ 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が障がい当事者の困った点を把握できていない</li> </ul>
<p><b>イ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b> ① 情報通信における情報アクセシビリティの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話リレーサービスの普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がいや盲ろう者が様々な場所で情報を得ることができるような環境整備、情報アクセシビリティ、意思疎通支援を今まで以上に強く打ち出してほしい</li> <li>・音声解説という言葉を入れてほしい</li> </ul>
<p>② 情報提供の充実等</p>		
<p>③ 意思疎通支援の充実</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語を母国語としない障がいを持っている方々に対する支援について計画に記載してほしい</li> </ul>
<p>④ 行政情報のアクセシビリティの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時等の障がい特性に配慮した情報伝達の体制整備等</li> <li>・県広報テレビ番組における手話付き放送</li> <li>・情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・てんかんを診てくれる病院情報を記載してほしい</li> </ul>

<p>かながわ障がい者計画（骨子）</p>	<p>県改定計画に盛り込む対象となる項目</p> <p>・現行県計画と比較し、国障害者基本計画に記載されている新規及び充実強化する主な項目</p> <p>・津久井やまゆり園再生基本構想、ともに生きる社会かながわ憲章等を踏まえた県独自のもの（アンダーライン部分）</p>	<p>改定に際し参考とすべき意見等</p> <p>・地域協議会実態調査意見</p> <p>・障害者施策審議会意見（アンダーライン部分）</p> <p>・県議会定例会（平成30年度第3回）本会議における意見（波線部分）</p>
<p><b>ウ 暮らしの安全と安心</b></p> <p>① 防災対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時等の障がい特性に配慮した情報伝達の体制整備等</li> <li>・避難所における障害特性に応じた支援</li> <li>・スマートフォン等を活用した緊急通報システム導入促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関との連携や協力体制の構築及び地域住民との協働が課題</li> <li>・要支援者への対応について、次期計画に取り入れたほうが良い</li> <li>・障がいの命や安全を守るための施策をきちんと掲載してほしい</li> <li>・<u>県域のレベルで障がい児者の災害時ケアの調整支援体制の整備</u>というような項目を入れてほしい</li> </ul>
<p>② 防犯対策の推進</p> <p>③ 消費者被害の未然防止と救済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設等の安全確保体制の構築</li> </ul>	
<p><b>エ 行政等における配慮の充実</b></p> <p>① 刑事事件手続き等における配慮等</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>司法と福祉の連携について、特に障がいのある方の環境調整から福祉につなげて更生支援をしていく</u>ということで、非常に福祉の行政と関わってくると思うため、この点について計画に盛り込んでほしい</li> </ul>
<p>② 選挙等における配慮等</p> <p>③ 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等</p> <p>④ 資格取得における配慮等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関における事務・事業の実施における合理的配慮の実施</li> <li>・窓口等における障がい者への配慮の徹底</li> <li>・アクセシビリティに配慮した情報提供等</li> <li>・障害特性に合理的配慮の提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の障がい者のニーズを把握できていない</li> </ul>
<p><b>(2) 雇用・就業、経済的自立の支援</b></p> <p>① 総合的な就労支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労定着支援サービスにより職場定着を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職域が固定されており、一般就労が困難</li> <li>・一般就労後、継続が難しく、職場定着のためには、企業における障がい者への理解を深めることが必要</li> <li>・<u>パソコンを無料で習えるような所を地域に作ってほしい</u></li> <li>・<u>ガイドヘルパーの育成について</u></li> </ul>
<p>② 経済的自立の支援</p>		
<p>③ 障がい者雇用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者雇用促進の取組を充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業への啓発、就労支援体制の充実が必要</li> <li>・比較的軽度な精神障がい者の利用が増加しているが、就労を受けてくれる事業所が不足している</li> </ul>
<p>④ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業分野での障がい者の就労支援の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に向けたアセスメントを各事業所や養護学校が行っているため、支援目標が引き継がれないことがある</li> </ul>
<p>⑤ 福祉的就労の底上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の安易な事業参入の抑制や必要な支援・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、就労移行支援事業所、相談支援事業所等の関係機関の連携がうまく取れていない</li> </ul>
<p><b>4 憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み</b></p>		
<p><b>(1) 憲章の普及啓発及び心のバリアフリーの推進</b></p> <p>① 憲章の普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ともに生きる社会かながわ憲章の理念普及の取組み強化</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発イベントは横浜でやると遠方の人に参加しにくいので、圏域ごとに研修会や講演会などを実施するのも一つの方法</li> <li>・<u>手話言語条例の普及も一緒にやってほしい</u></li> </ul>
<p>② 障がい者理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい及び障がい者への理解</li> </ul>	

<p>かながわ障がい者計画（骨子）</p>	<p>県改定計画に盛り込む対象となる項目</p> <p>・現行県計画と比較し、国障害者基本計画に記載されている新規及び充実強化する主な項目</p> <p>・津久井やまゆり園再生基本構想、ともに生きる社会かながわ憲章等を踏まえた県独自のもの（アンダーライン部分）</p>	<p>改定に際し参考とすべき意見等</p> <p>・地域協議会実態調査意見</p> <p>・障害者施策審議会意見（アンダーライン部分）</p> <p>・県議会定例会（平成30年度第3回）本会議における意見（波線部分）</p>
<p>③ 障がいを理由とする差別の解消の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法の一層の浸透に向けた各種広報・啓発活動</li> <li>職員に対する研修等の環境整備</li> <li>合理的配慮の事例等の収集等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会全体における必要な合理的配慮の提供が不十分</li> <li>障がい者と健常者の相互理解の促進が必要</li> <li>差別があるのにそもそも気づいていない住民が多いと考えられるが、まずは行政担当者が法の理念や、差別と合理的配慮の違いなどを理解する必要がある</li> <li>すでに県では取り組んでいると思うが、改めて障がい者に対する偏見・差別を無くすための施策を講じてもらいたい</li> <li>精神障がい者の地域生活を支える上で、地域包括ケアシステムは必要であるが、県民のみならず、交通事業者を含む民間事業者が精神障がい者に対する理解を深めて、偏見なく接していくことが必要であると思う。精神障がい者に対する理解促進について、どのように位置づけていくのか</li> </ul>
<p><b>(2) 教育や文化芸術・スポーツにおける取組み</b></p> <p><b>ア 教育の振興</b></p> <p>① インクルーシブ教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の教育活動全体を通じた障がいに対する理解の推進</li> <li>医療的ケアを必要とする児童等への支援体制の整備</li> <li>通級による指導の普及等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉、医療、教育の連携がスムーズにできるようシステム構築が必要</li> </ul>
<p>② 教育環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育に係る専門性を深める取組みを推進</li> <li>特別支援教育支援員の配置の促進</li> <li>学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育と福祉の連携において、アセスメントや支援方法の統一、役割分担に課題がある</li> <li>通学支援は教育と連携し施策を進める必要がある</li> </ul>
<p>③ 高等教育における障がい学生支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学等における相談窓口等の設置、支援人材養成等の推進</li> <li>就職支援のための関係機関連携やネットワークづくりの促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児期から大学までの切れ目のない一貫した支援体制確立のため、教育機関との連携が課題</li> </ul>
<p>④ 生涯を通じた多様な学習活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の各ライフステージにおける学びを支援</li> <li>多様な学習活動を行う機会を提供・充実</li> </ul>	
<p><b>イ 文化・芸術活動・スポーツ等の振興</b></p> <p>① 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校の子どもたちに対する質の高い文化芸術の鑑賞・体験機会の提供</li> <li>民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取組みを支援</li> </ul>	
<p>② スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もがスポーツを行うことができる環境づくり</li> <li>パラリンピック競技大会等におけるアスリートの育成強化</li> <li>特別支援学校の取組みによる地域の共生社会の拠点づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市の施設設備はアクセシブルでない</li> <li>オリパラ後にレガシーとして残すものを考える必要がある</li> </ul>